

宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 26 年 2 月 7 日 ～ 3 月 3 日 まで
- (2) 意見の応募者数 1 名 (男性 1 人, 女性 人)
意見数 2 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数				1		1

2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、実施設計に盛り込むもの	
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	1
C	実施設計の参考とするもの	
D	実施設計に盛り込まないもの	
E	その他、要望・意見等	1
	計	2

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	「発生早期」から「県内感染期」にかけては、新型インフルエンザ等の患者のほか、一般の患者に対する医療の提供が必要となる。また、計画では「発生早期」からは住民接種を行う必要があるなど、地域全体での医師や看護師の確保が課題となると考える。市は、この医療従事者の確保策について、医療機関が作成する診療継続計画により対応するものとして考えているのか、又は計画策定に当たって一定の考え方を整理してあるのか。	B	本市では、医療需要が増加する「発生早期」から「県内感染期」にあっても継続して医療が提供でき、また、住民接種が円滑に行われるよう、栃木県や市医師会等の関係機関からなる「宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会」において、医療従事者の確保も含めた医療体制の整備について協議検討してまいります。また、これにあわせて、患者の急増を抑えるため、適切なまん延防止対策を行ってまいります。
2	特定接種の対象は、「新型インフルエンザ等の患者の医療に直接従事する者」となるが、登録対象者数を算定するに当たって、留意すべき事項や考え方があるのか。	E	特定接種は、特措法第28条に基づき政府対策本部長が必要と認める時に行われるものであり、対象者については登録制とされています。国より対象者として示されている「新型インフルエンザ等医療の提供に従事する者」とは、新型インフルエンザ等の診察、検査、治療等に従事する医療従業者（医師、看護師、薬剤師等）や、窓口業務等で新型インフルエンザ等医療を提供する業務に直接関与し、当該医療の提供体制の継続に必要不可欠である事務職員等とされており、業務に直接関与しない管理部門の事務職員は対象とされておりません。